

ふるさと日向市応援寄附金返礼品募集要項

2024. 3. 1 改定

1 目的

ふるさと日向市応援寄附金事業において、自主財源の確保と地域産業の活性化を図るため、市に寄附を通して応援してくださる方に対して贈呈する特産品（以下「返礼品」という）を提供することに協力いただける事業者（以下「返礼品事業者」という）を募集する。

2 返礼品

(1) 返礼品の要件等

- ① 返礼品の設定金額は、商品代、消費税、梱包代など必要経費をすべて含んだ1件あたりの金額とする（配送料は除く）。提供価格については、申請後の変更が生じることのないよう十分に検討を行うこと。
- ② 申請時点において、すでに商品化されているものであること。
- ③ 総務省が定める地場産品基準（以下「地場産品基準」という）を満たすものであること。
- ④ 商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守したものであること。また、画像を提供する場合は、市がふるさと納税業務に使用可能なものに限ること。

(2) 返礼品の寄附設定金額

返礼品の提供価格が寄附額の3割を超えない範囲で、市において個別に経費を算出し、寄附金額を決定する。

3 返礼品事業者の要件

- ① 原則として、市内に本社または主たる事業所(工場等を含む)を有する法人又は個人であること。
- ② 全国の寄附者に対して、迅速かつ確実に返礼品を提供できる商品管理体制を有していること。また、返礼品に関するトラブルやクレームが発生した場合は、責任を持って解決に努めること。
- ③ 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、市及びふるさと納税業務委託事業者（以下「委託事業者」という）との連絡が電子メールで確実に取ることのできる状態であること。
- ④ 提供する返礼品等に関する販売等の許可を有していること。
- ⑤ 返礼品が食品である場合、食品表示法の規定に沿った取扱いを行い、以下の定めを遵守すること。
 - ア) 地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
 - イ) 市が行う調査・確認に応じること。
- ⑥ 市税の滞納がないこと。
- ⑦ 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第6条に規定する措置を講

ずるものでないこと。

- ⑧ 生産物賠償責任保険（P L 保険）またはそれに類する保険に加入し、製造物責任に係るリスクに対する備えを講じていること。
- ⑨ 別途定める「ふるさと日向市応援寄附金返礼品事業者同意事項」に同意し、返礼品の提供業務を実施すること。
- ⑩ 上記を確認するにあたり、市が必要書類等の提供及び調査等を求めた場合は、それに応じること。

4 返礼品の選考

① 申請

返礼品の登録申請をするときは、申請者は市又は委託事業者に対し事前に相談をした上で、必要書類を市に直接、郵送、メールいずれかの方法で提出すること

「ふるさと日向市応援寄附金返礼品登録申請書」（様式第 1 号）

「誓約書兼同意書」（日向市暴力団排除条例関連）（様式第 2 号）

② 審査

返礼品の登録申請があった場合、市において地方税法及び地場産品基準を満たしているか確認を行い、宮崎県を經由し、総務省に確認を行う。

【根拠】令和 5 年 9 月 2 8 日付 総税市第 1 0 0 号 「ふるさと納税制度の適正な運用について」 1. 指定対象期間を通じた指定基準への適合について

③ 結果通知

市による審査結果を、申込者に「ふるさと日向市応援寄附金返礼品決定通知書」（様式第 3 号）にて通知する。

④ 委託事業者との契約等

返礼品として決定した場合は、委託事業者との間で契約締結し、事業者・返礼品の登録等を行うこと。

5 スケジュール

随時受付を行う。なお、毎月、宮崎県を通して総務省に申請を行うため、審査には一ヶ月以上を要する。

6 返礼品内容一部変更

① 申請

登録された返礼品の内容を一部変更するときは、返礼品事業者は、市又は委託事業者に対して事前に相談をした上で、「ふるさと日向市応援寄附金返礼品申請書（様式第 1 号）」を市に提出すること。

② 通知

市は、その決定事項を「ふるさと日向市応援寄附金返礼品決定通知書」（様式第 3 号）にて通知する。

7 返礼品受付終了

① 申請

登録された返礼品を再開する予定なく終了するときは、返礼品事業者は、市又は委託事業者に対して事前に相談をし、配送等の対応を十分に調整した上で、「ふるさと日向市応援寄附金返礼品申請書（様式第1号）」を市に提出すること。

② 通知

市は、その決定事項を「ふるさと日向市応援寄附金返礼品決定通知（様式第3号）」にて返礼品事業者に通知する。

8 申込・問合せ先

〒883-8555

日向市本町10-5

日向市役所 農林水産部 ふるさと物産振興課 ふるさと応援係

電 話 0982-56-1630 F A X 0982-52-1455

E-mail furusato@hyugacity.jp

ふるさと日向市応援寄附金返礼品登録申請に係るチェックシート

(申請1件につき、1枚のチェックシートを作成して下さい)

事業者名	
返礼品名	

【返礼品事業者要件】《事業者の新規登録時のみ必要》

1	主たる事業所・支社・工場が市内にあること	<input type="checkbox"/>	所在地
2	寄附者からのクレーム等に対処できること	<input type="checkbox"/>	
3	電子メールが可能であること	<input type="checkbox"/>	アドレス
4	販売等の許可を有していること	<input type="checkbox"/>	
5	市税の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>	完納証明【提出】
6	暴力団の構成員等でないこと	<input type="checkbox"/>	誓約書兼同意書【提出】
7	自らに起因する損害を日向市に与えた場合、賠償責任を負う意思があること	<input type="checkbox"/>	
8	個人情報の取扱に配慮し対応できること	<input type="checkbox"/>	個人情報等取扱特記仕様書《確認》
9	その他、返礼品提供同意事項を遵守すること	<input type="checkbox"/>	返礼品提供同意事項《確認》

【返礼品要件】

次のいずれかに該当すること			
類型1	市内で生産・提供されるものである	<input type="checkbox"/>	
類型2	原材料が日向市産である	<input type="checkbox"/>	
類型3	製造・加工が日向市内である	<input type="checkbox"/>	
類型4	日向市内で生産されたものであって、流通構造上混在の避けられないもの	<input type="checkbox"/>	
類型5	日向市の広報目的で生産されたオリジナルグッズである	<input type="checkbox"/>	
類型6	附帯物のあるもの	<input type="checkbox"/>	
類型7	日向市内で提供される役務である	<input type="checkbox"/>	
次のすべてに該当すること			
1	品質及び数量においていずれも安定供給できること	<input type="checkbox"/>	
2	商標法、特許法、著作権法、食品衛生法、製造物責任法等の関係法令を遵守していること	<input type="checkbox"/>	画像の権利・賠償責任保険加入《確認》
3	食品の場合、食品表示法を遵守していること	<input type="checkbox"/>	表示シール【提出】
4	返礼品の詳細情報の入力 <u>URLは市または委託事業者にお尋ねください</u>	<input type="checkbox"/>	Google フォーム【入力】